

平成30年4月1日制定
令和元年10月1日改正

名勝旧齋藤氏別邸庭園保存整備検討委員会開催要綱

(目的)

第1条 名勝旧齋藤氏別邸庭園（以下「庭園」という。）の保存整備事業を実施するにあたり、次に掲げることについて、関係する分野に見識を有する者から専門的な意見を聴取することを目的として、名勝旧齋藤氏別邸庭園保存整備検討委員会（以下「委員会」という。）を開催する。

- (1) 庭園の保存整備に関すること。
- (2) そのほか、委員会が必要と認めること。

(開催期間)

第2条 委員会の開催期間は、庭園保存整備事業完了の日までとする。

(委員構成)

第3条 委員会は、委員5名以内をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから構成する。

- (1) 関係する分野に見識を有する者
- (2) その他市長が必要と認める者

(委員任期)

第4条 委員の任期は、庭園保存整備事業完了の日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(守秘義務)

第5条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(委員長)

第6条 委員会に、委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、委員会の進行を行う。
- 3 委員長が欠けたとき、または委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、必要の都度市長が招集する。

- 2 市長が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見または説明を聞くことができる。
- 3 委員会の会議は、公開とする。ただし、新潟市情報公開条例（昭和61年新潟市条例43号）第6条各号に規定する非公開情報が含まれる事項に関する会議は非公開とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、文化スポーツ部歴史文化課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日等)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則

(施行期日等)

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。